

都道府県	市町村名	1 事業保護の認定について																自由記述欄																				
		1. 事業保護の認定基準への反映について			2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定			3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について																														
事業保護の認定にあたり、平成30年10月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準(※)を用いているか。		[1] 平成30年10月以降、見直し後の生活保護基準を、今年度の事業保護の認定基準として反映させるか。		[2] 参照している生活保護基準の時点			[1] 平成30年10月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。			[2] (1)で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容(複数回答可)			[3] (2)「⑤その他」の内容			[4] (1)で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由(複数回答可)			[5] (4)「①学習奨励」以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減しているため」及び「⑤その他」の具体的な内容			[1] 2. (1)で「③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるか。			[2] 把握している場合、平成30年9月までは緩和対象だったが、平成30年10月以降は緩和対象外となる可能性のある者の人数(※)			[3] 3. (1)で「②把握していない」と回答した場合、把握できない理由										
		①適用している	②適用していない	③反映させる	④反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	④事業見直し後の生活保護認定基準で承認となった者は、従来より高い給付に引き上げて認定	⑤生活保護基準を参照して判定する	⑥認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑦その他	①学習奨励以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減しているため	②従来より、義務教育段階における経済的負担を軽減しているため	③その他	①把握している	②把握していない	①把握している	②把握していない	③把握している	④把握していない	①把握している	②把握していない	③把握している	④把握していない	①把握している	②把握していない	③把握している	④把握していない							
63	63	39	24	0	0	39	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
埼玉	さいたま市							25	4																													
埼玉	川越市							25	4																													
埼玉	熊谷市							24	12																													
埼玉	川口市							25	4																													
埼玉	行田市	○																																				
埼玉	秩父市							25	4																													
埼玉	所沢市							24	12																													
埼玉	鶴巻市							24	12																													
埼玉	加須市							25	4																													
埼玉	本庄市							25	4																													
埼玉	東松山市							25	4																													
埼玉	春日部市							25	4																													
埼玉	狭山市							24	12																													
埼玉	羽生市							24	12																													
埼玉	鴻巣市							25	4																													
埼玉	岡谷市							29	4																													
埼玉	上野市							28	4																													
埼玉	曾根市																																					
埼玉	越前市							25	4																													
埼玉	蕨市							25	4																													
埼玉	戸田市																																					
埼玉	入間市							25	4																													
埼玉	経緯市							25	4																													
埼玉	志木市							25	4																													
埼玉	和光市							25	4																													
埼玉	新座市							24	12																													
埼玉	越谷市							25	4																													
埼玉	久喜市							25	4																													
埼玉	北本市							25	4																													
埼玉	八潮市							25	4																													
埼玉	富士見市							25	4																													
埼玉	三郷市																																					
埼玉	蓮田市							24	12																													
埼玉	板戸市																																					
埼玉	柳川市							25	4																													
埼玉	久喜市							25	4																													
埼玉	比企町							25	4																													
埼玉	上里町							25	4																													
埼玉	新井町							25	4																													
埼玉	磯辺町							25	4																													
埼玉	宮原町							25	4																													
埼玉	小泉町							25	4																													
埼玉	萩原町							25	4																													
埼玉	神宮町							24	12																													
埼玉	上里町							25	4																													
埼玉	宮内町							25	4																													
埼玉	杉戸町							24	12																													
埼玉	松伏町																																					

現在、平成25年4月の基準を採用しており、当該基準よりも需要額が上回る場合は、認定基準の改定をおこなうが、下回る場合は改定をおこなわない。